# 児童クラブ入所申込書

年 月 日

豊川市長 殿								
住所 豊川市								
ふりがな				(自宅電話)				
保護者氏名				(携帯電話)	'			
				父・	母 ・その他( )			
児童クラブの入所につい	いて次のとおり目	申し込みま~	す。					
ふりがな								
入所児童氏名				豊川市立	小学校    年			
		男	· 女					
平成 年 月 日生			児童クラブ	利用希望日数 (月~金週 日	z) 入所の経験 有 ・ 無			
入所児童と同一敷地内に居住し 世帯員氏名(本人除く		年齢	生年月日	職業・学校名等	備考			
	父							
	母	_ 						
			1					
			1					
入所を希望する理由(該	 延当するすべてをチェック	してください)	入所を希望	 する期間				
入所児童と同一敷地内に居住し	ている父・母・70 歳未済			月 日から	年 月 日まで			
□ 就労しているため		. •	生活保護適		1 27			
□疾病または障がい		.め	無 •	有(年				
■ □ 看護・介護に従事				家庭等手当の認定の有無				
┃ □ 就学しているため ┃ □ その他(	,	١	無 •	有(年)				
		,	送迎する人 父・母		<u>入してください。)</u> との他( )			
	<u></u> 長利田期間由け	毎 日 全 に		<u>・ 祖文 ・ 祖母 ・で</u> 00円が上乗せとなり)				
					·			
延長利用の申込み	□ 申込む □ □	甲込まない	<u>※延長村用</u>	が必要な万のみ、トのス	太枠内を埋めてください			
	□ 残業時間が	ぶ、午後(	)時(	)分まであるため				
延長利用を	延長利用を □ 基本的な就労時間が、午後 ( ) 時 ( ) 分までのため							
必要とする理由	必要とする理由 □ 勤務地が遠方で、通勤を含めると午後 ( ) 時 ( ) 分にお迎えとなるため							
	□その他(				)			
延長利用を 必要とする期間		年	月 日太	から年	月 日まで			
主にお迎えを行う保護者の	   主にお迎えを行	īう( 父	· 母·	祖父 • 祖母 •	<ul><li>その他()の</li></ul>			
通勤方法と職場等から 児童クラブまでの所要時間	通勤手段は(	自動車 ・	• 自転車	・ 徒歩 )で、	時間   分			

※裏面もご記入ください

#### 祖父母の状況

	父 方		母 方		
祖 父	□ 別居 □ 死別		□ 同居 (二世帯住宅を含む)、同一敷地内□ 別居→ 住所 (□ 死別	)	
祖 母		計( 二世帯住宅を含む )、同一敷地内 計→ 住所( ) 」	<ul><li>□ 同居 (二世帯住宅を含む )、同一敷地内</li><li>□ 別居→ 住所 (</li><li>□ 死別</li></ul>	)	
児童の傾	建康状態	<b>*</b>			
健康状	態	健康・ 病弱 (病名・症状:	)		
アレル	ギー	無 ・ 有 ( アレルゲン : ( 服薬: 無 ・ 有	) エピペン: 無 ・ 有 )		
発達状	况等	<ul><li>□ 特に心配なし</li><li>□ 発達に不安がある ( 具体的に :</li><li>□ 障がい等がある ( 障がい名 :</li></ul>	)		
· · · · · · · · · · · · · · · ·		がある」「障がい等がある」を選んだ場合			
〇 学級		常学級・ 特別支援学級・ その他(			
○ 手帳			手帳)( )級・判定		
	を ・ ・ ・ は い に は に に れ に り に り に り に り り り り り り り り り り				
		百(理つくいる場合) での過ごし方について	頻度(週・月 回)		
		· <del>-</del>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
			Eoていられる → □はい □いいえ		
			fに手を洗うなど) → □はい □いいえ		
		のルールのある遊びを理解して参加できる			
・「○○だからいやだ」など自分の気持ちを相手に伝えることができる → □はい □いいえ					
・集団に向けての指示を理解し、従うことができる → □はい □一声かければできる □いいえ					
・1人でトイレに行けて、排尿排便ができる → □はい □時々失敗する □いいえ					
・友達をたたいてしまうなどのトラブルがある → □多くある □時々ある □ほとんどない					
・強いかんしゃくやパニックをおこすことがある → □多くある □時々ある □ほとんどない ・その他苦手なこと、心配なこと、気をつけてほしいこと					
• ~0)	他古手な	こと、心配なこと、気をつけてはしいこと			
	···	)			
		イサービスの利用(予定)	Ammin Ar		
・利用(予定) なし ・ 検討中 ・ あり (事業所名 ・利用日 令和 年 月 日から (月・火・水・木・金・土・日)					
* 木リ/ 	用口 市	和 午 月 日かり (月	· X · X · X · & · T ·	p /	

### 利用にあたっての同意・誓約事項

#### <同意事項>

- ・市が児童クラブ入所要件の確認及び利用者負担金の算定に必要とする公簿の閲覧を行うこと
- ・申込時の記載事項に変更が生じたことを申し出なかった場合に、市が就労先等を調査すること
- ・必要に応じて、クラブ職員が学校等に対し、入所児童に関する聞き取りを行うこと
- □ 以上の事項に同意します。

### <誓約事項>

- ・児童クラブの負担金を決められた期日までに必ず納めます。
- ・児童クラブの終了時間までに必ず迎えに来ます。また、勤務終了後、速やかに迎えに来ます。
- ・就労状況、連絡先など、申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに申し出ます。
- □ 以上の事項を厳守します。厳守できない場合、児童クラブが利用できなくなっても異議申し立ては致しません。

## 児童クラブ負担金の納付について

【例:4月の負担金の未納が発生した場合】

●負担金の納付は、以下の手順で行います。

口座引き落とし・納付書払い納付期限
〈4月30日〉
1. 督促状・納付書を送付 納付完了
※納付書支払いの方は送付済の納付書を使用 〈5月5日頃〉 ▼
2. 電話での納付催促
〈5月20日頃〉
5月26日頃に子育て支援課で支払いが確認できない
3.「児童手当からの児童手当に係る放課後児童クラブ負担金の徴収等に関する申出書」 (天引き支払い申出書)の署名を
している
4. 直近の児童手当から天引き支払い (6月1日からもクラブ利用継続可能) 月末までに子育て支援課で支払いが 確認できなければ6月1日から利用停止・退所措置実施
● <u>原則口座振替・納付書での納付</u> となります。未納が発生しないよう、 <u>指定期限内に</u> 負担金を納付してください。
●納付が確認できない場合、下記申出書に署名をいただいている方においては、児童手当から の天引きによる充当をさせていただく場合があります。(署名は任意になります)
児童手当に係る放課後児童クラブ負担金の徴収等に関する申出書
私は、児童手当法第21条第1項の規定に基づき、豊川市長から支給を受ける児童手当の額から、 放課後児童クラブ負担金未納分(以下未納分)につき、市が必要と認める額を該当児童手当の支払い期 日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りに おいて、本申出に基づき、児童手当から未納分の支払いに充てるものとします。
※充当の対象となる金額は、子どもが複数いる場合、子ども全員分の手当が対象となります。
(父) (母)
(その他)

※(その他)は<u>児童手当の受給者に父・母以外の方が該当する場合</u>のみご記入ください。 (受給者が分からない場合は父母両方の署名をお願いします)

※公務員の方が児童手当の受給者となっている場合は申出ができません。ご承知おきください。

-	4	_
---	---	---